

# VII 国際交流センター

## 1 国際交流センター 《 9号館 1階 》

国際交流センターは、主に本学主催の海外研修に関する業務や留学相談、本学に在籍する外国人留学生に関する業務、留学生別科に関する業務、国際交流に関する業務を行っています。

## 2 姉妹校・提携校紹介

アメリカ	●Utah Valley University (Orem, Utah) ●University of Hawai'i at Mānoa (Honolulu, Hawaii)	姉妹校 提携校
カナダ	●Northern Lights College (Fort St. John, British Columbia) ●Queen's University (Kingston, Ontario)	姉妹校 提携校
イギリス	●De Montfort University (Leicester, Leicestershire, England) ●University of East Anglia (Norwich, Norfolk, England) ●University of Stirling (Stirling, Stirling, Scotland)	姉妹校 提携校 姉妹校
中国	●北京語言大学 (北京市)	提携校
台湾	●實踐大学 (台北市) ●国立台北商業大学 (台北市) ●台北城市科技大学 (台北市)	提携校 提携校 提携校
タイ	●Eastern Asia University (Thanyaburi, Pathumthani)	提携校

## 3 海外研修

海外にある姉妹校及び提携校において実施される、短期・長期の研修プログラムを用意しています。詳しい研修内容などは、本学ホームページや窓口でご案内しています。

- ①短期海外語学研修 (約1ヵ月間)
- ②ショートビジット・スタディツアー (約1週間)
- ③Northern Lights College (NLC) 奨学金を受けた奨学生の派遣 (約1年・NLCでの授業料免除)
- ④北京語言大学交換留学 (中国語・6ヵ月または1年・北京語言大学の授業料免除)
- ⑤海外協定大学派遣留学奨学金を受けた奨学生の派遣 (3ヵ月以上1年まで・奨学金支給)
- ⑥姉妹校及び提携校への入学手続補佐 (卒業後も対応)
- ⑦その他の留学相談

## 4 外国人留学生に関すること



### 1 各種手続き

#### ① 出入国管理局に関わる諸手続きについて

在留期間更新・在留資格変更など、許可申請の書類を扱っています。

#### ② 転居に関わる諸手続きについて

転居により住所又は電話番号が変更となった場合、教務課（7号館2階）窓口にて「住所変更届」（P.25参照）を受け取り、必要事項を記入し教務課へ提出してください。届け出がないまま連絡が取れない状況が続くと、行方不明者として取り扱われる場合がありますので注意してください。

また、転居前に居住地の市・区役所にて「転出」の届出をし、転居後2週間以内に新住所の市・区役所にて「転入」の届出、及び「在留カード」と「国民健康保険証」の変更手続きを行ってください。変更手続きを済ませたら、国際交流センターでコピーを取りますので、在留カードと国民健康保険証を提示してください。引越の際は郵便局に転居届を提出するとともに、家賃、光熱費、電話代等未払いがないようにしてください。母国の住所又は電話番号に変更があった場合も、教務課に「住所変更届」を提出してください。

#### ③ 一時帰国する際の手続きについて

休業期間に母国に帰国する学生は、事前の手続きが必要です。

国際交流センターで「一時帰国届」（次頁掲載）に必要事項を記入し、担任、教務課、国際交流センターの順に確認印をもらい、国際交流センターに提出してください。必ず担任の先生に相談をし、決して無断で帰国することのないようにしてください。

なお、長期休業期間に帰国する場合には、国際交流センターへ事前の報告と「一時帰国届」の提出が必要です。

## 一時帰国届

一時帰国届			
次の項目について、漏れなく記入してください。			
		年 月 日届出	
所属学科:	学部	学科 専攻・コース 年	
学籍番号:	氏 名:		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時帰国期間 年 月 日～ 年 月 日</li> <li>●一時帰国の理由</li> </ul>			
理由			
<b>帰国中の連絡先</b>			
連絡先氏名:	本人との関係:		
住 所:			
電 話 番 号:			
E-mail Address:			
<b>帰国中、日本での連絡先</b>			
連絡先氏名:	本人との関係:		
住 所:			
電 話 番 号:			
<b>※返一紙送附—国際交流センターの原簿で捺印はもらい、最後に国際交流センターへ提出してください。</b>			
<small>(注)</small> ①この一時帰国届は、修業期間中及び長期休業中の帰国の際に、必ず提出するものです。 ②休学などの理由により、届出するときにも必ず提出してください。 ③日本に戻りましたら、その旨を国際交流センターにご報告ください。			
	担任担当	教務課	国際交流センター
Office only			
帰国報告の有無	有 ( 年 月 日未日済み ) ・ 無		
特記事項			
2013.2更新			

### ④ 授業料減免申請について

授業料減免を希望する学生は、申請手続が必要です。詳しくは、国際交流センターへお問い合わせください。

## ② 各種奨学金制度について

各種奨学金の募集については、国際交流センターからお知らせします。

## ③ その他

### ① 国際交流センターからの連絡方法について

学内メールにて連絡をします。緊急時は自宅又は携帯電話へ連絡する場合があります。

### ② 留学生相談員について

学生生活について悩んでいること、困っていることがありましたら、国際交流センター、学生総合相談センターに気軽に相談してください。